

平成24年度

愛知県包括外部監査結果報告書

「県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執行について
～県の監査対象となる関係団体の財務の執行も含めて～」

(概要版)

平成24年12月

愛知県包括外部監査人
弁護士 伊藤 倫 文

目 次

第1章 総論	1
第1 監査の概要	1
第2 報告書の構成	1
第2章 県と出資団体との関係	2
第1 はじめに	2
第2 指定管理者制度と出資団体	2
第3 派遣職員と出資団体	4
第4 補助金と出資団体	4
第5 出資団体との委託契約等	4
第6 県の損失補償	5
第7 行政財産の目的外使用許可及び使用料減免	5
第8 出資団体の経営問題	5
第9 出資等が25%未満の団体	5
第3章 公益財団法人愛知県国際交流協会	6
第1 法人の概要	6
第2 事業内容	6
第3 組織	6
第4 財務状況	7
第5 契約関係	8
第6 施設	10
第4章 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団	11
第1 法人の概要	11
第2 人事	11
第3 基本財産	12
第4 事業団の事業	12
第5 あいち健康プラザに関する事業	12
第6 各事業の収入	14
第7 補助金	15
第8 総括	15

第5章	公益財団法人あいち産業振興機構	16
第1	法人の概要	16
第2	組織	17
第3	中小企業支援事業	17
第4	小規模企業者等設備導入資金貸付事業	20
第5	中小企業等助成事業	21
第6	特定鉱害復旧事業	22
第7	業務委託	22
第8	愛知県産業労働センターの使用	22
第6章	公益財団法人愛知県水産業振興基金	23
第1	法人の概要	23
第2	組織	23
第3	会計・計算関係	26
第4	事業関係	27
第5	その他	27
第7章	公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団	28
第1	法人の概要	28
第2	組織及び人件費	28
第3	財務状況	29
第4	県との関係	29
第5	施設の管理運営（一般）	30
第6	体育施設の管理運営	31
第7	その他施設の管理運営	33
第8	愛知県生涯学習推進センター	33
第9	愛知県埋蔵文化財センター	34
第10	教育会館の管理運営	34
第8章	県出資団体に関するアンケートの結果	35
第1	アンケートの視点	35
第2	アンケート結果	35

第1章 総論

第1 監査の概要

- 1 選定した特定の事件
県が出資等の形で関係する団体に対する財務の執行について
～県の監査対象となる関係団体の財務の執行も含めて～
- 2 監査対象事件を選定した理由および監査事項
 - (1) 愛知県には、県が25%以上出資等している団体が46あり、25%未満の出資等している団体が65ある。また、県では、県と関係が深い19団体を県関係団体としている（うち、14団体が25%以上出資等、1団体が25%未満出資等、4団体が出資等ゼロ）。そして、出資等の額は、平成23年度末で、出資等が25%以上の団体（及び県関係団体等※）52に対して合計約3107億円、出資等が25%未満の団体（県関係団体等除く）63に対して合計約246億円となっている。

※ 25%以上の団体には、県関係団体の他、監査対象となる愛知県信用保証協会も含めており、県関係団体と同保証協会をあわせて、「県関係団体等」という。
 - (2) 県は、これら団体（以下、「出資団体」という）に対し、多額の出資等をしているが、それ以外にも、出資団体と関係しており、その間には、
 - ① 指定管理者制度の導入による問題
 - ② 派遣職員の人件費相当額の補助金交付が否定されたことによる問題
 - ③ 補助金の交付に関する問題
 - ④ 委託契約等の随意契約の問題
 - ⑤ 県の損失補償に関する問題
 - ⑥ 行政財産の目的外使用及び使用料の減免に関する問題等があり、また、
 - ⑦ 団体自体の経営状況が県財政に多額の負担を及ぼす場合もある。
 - (3) 出資団体によって、県との関係はさまざまであり、出資等をした当時の事情にも変化が認められるものもあるため、現在の県と出資団体との関係を把握したうえで、これら団体との関係での県の財務の執行状況を監査するとともに、特に、一部団体については、個別に監査した。

第2 報告書の構成

本報告書においては、違法不当な疑いがあり、是正措置が必要と考えるものについては【結果】に、直ちに、是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれるものについては【意見】に記載した。

第2章 県と出資団体との関係

第1 はじめに

県は、出資団体に対する出資金等が有効に活用されているのか、その後、支出される補助金等が適正なものであるか等を監視する必要性が高い。

第2 指定管理者制度と出資団体

- 1 公の施設の管理に、指定管理者制度が導入されたことにより、従前、施設管理をしていた出資団体が指定管理者になれない場合もある。
- 2 愛知県の公の施設の管理状況
県の公の施設の管理状況は、
 - ① 平成18年度が111施設のうち指定管理が99施設で、うち、公募指定が15、任意指定が84
 - ② 平成24年度が92施設のうち指定管理が74施設で、うち、公募指定が34、任意指定が40となっており、公募指定にした施設が増えている。
- 3 指定管理者制度の問題点
 - (1) 指定管理者制度の導入の是非
施設が有する専門性、公共性等を維持しながらの指定管理者制度の導入、その方法を検討することになる。
 - (2) 公募原則（任意指定の必要性、任意指定の場合の金額）
指定管理者の指定は公募指定が原則であり、任意指定は例外である。
そのため、任意指定をするには、
 - ① 業務内容
 - ② 公募を妨げると思われる要因の確認、解消可能性
 - ③ 当該業務を行う業者の代替性（当該任意指定管理者以外の可能性）の検討を行うことが必要であり、任意指定の指定管理料も、当該施設での管理業務を精査したうえで、算出することが必要である。
 - (3) 公募にした場合の選定方法
 - ア 審査基準（配点基準）
県では、指定管理者選定にあたっての審査基準（配点基準）を定めており、平成19年度以降は、効率性の観点で問題となる「県の経費」のウェイトを、従来の40ポイントから30ポイントに下げている。
指定管理者制度の導入は、効率性だけを重視するのではなく、あくまで、住民サービスの質の向上が図られなければならない、具体的な審

査基準（配点基準）の設定には、慎重な判断を要する。

イ 公募条件（制限）

公募にあたり、施設の設置目的から利用制限がなされるとしても、その利用制限が合理性を欠くと、新規参入を妨げることになる。

【意見】

指定管理者の公募をするにあたって、利用条件等が定められるが、その利用方法、利用日数等の制限に合理性がない場合には、公募方法として不適正なものになるため、公募するにあたっては、その点の審査も十分行ったうえで、募集する必要がある。

(4) 選定後のチェック体制の強化

指定管理者選定時に対象団体の財務面の審査が十分なされることが必要であるが、選定後においても、指定管理業務の状況のモニタリングを行うことが必要であり、その管理状況如何によっては、次回の指定管理者指定の際に、マイナスの実績評価になるものとすべきである。

(5) 指定方法

指定管理者の指定にあたり、施設の管理の一部分のみを指定管理者に行わせたり、施設を2つに分けて、別々に指定したりすることも可能であるが、その場合でも、管理の効率化につながる必要がある（第4章の「あいち健康プラザ」の指定管理部分を参照）。

(6) 県の出資団体等が応募した場合の問題点

指定管理者の公募がなされた場合に、出資団体が民間業者等の新規参入者との間で不公平がないようにする必要がある。

たとえば、

① 県が出資団体に補助金を交付している場合

県の補助金等が指定管理業務の経費補填になっていないか

② 県からの派遣職員がいる場合

派遣職員が施設管理業務に携わる場合の人件費に県負担がないか

③ 施設管理の実績評価

類似施設の施設管理の実績評価が反映されているか

等に留意することが必要である。

(7) 指定管理者制度と継続性

指定管理者制度は、一定期間（3～5年）で管理者が交替する可能性があるため、

① 管理者が変更されることにより、長期的展望に立った一貫した管理ができないのではないか

② 従前、指定管理を受けていた団体が指定管理を受けられなくなった

ことにより、その業務に従事することを予定している職員の雇用をどうするのか
の問題がある。

第3 派遣職員と出資団体

出資団体への派遣職員の人件費相当分を自治体が出資団体に、補助金等の形で交付する運用が、最高裁で否定されたため、自治体が負担できるのは、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下、「派遣法」という。）6条2項に該当する場合の基本給部分だけであり、その場合でも、実績給部分は、出資団体の自主財源で支払うことになる。

愛知県でも、従来の運用を改め、結果的に、派遣職員の大幅な減員がなされたが、出資団体が自主財源で実績給部分を負担できないために、派遣職員を受け入れることができず、そのため、従前、出資団体で行っていた事業の一部を県が直営で行うことになったと思われる例もある。

そこで、

- ① 県が直営で行うか、出資団体等で行うか（委託事業等）
- ② 出資団体等が行う場合に、県派遣職員が必要であるか
- ③ 県派遣職員のうち、県が基本給等を支払うかどうか（団体がすべての給与を支払うか、実績給部分のみを支給するかどうか）
について検討する（②③は派遣法の要件具備の問題あり）。

第4 補助金と出資団体

県からは、多くの出資団体（県関係団体等の扱いは第1章第1の2と同じ）に、下記のとおり多額の補助金が交付されている（なお、平成21年度までは派遣職員に対する人件費補助金がある）。（単位：千円）

県出資比率	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
25%以上	250,070,948	249,547,729	233,529,546	119,307,182	146,317,211
25%未満	153,429	176,330	187,566	4,901	3,957

補助金交付については、①公益性の必要性、②公平性、③手続の適法性、適正性、④財政運営上の相当性（県財政状況等）が必要であるとともに、⑤議会での対応方法（審議密度）も重要である。

第5 出資団体との委託契約等

県が締結する契約は、一般競争入札が原則であり、出資団体との間で、例外的に、随意契約を締結する場合には、

- ① 随意契約を締結するための要件を具備しているか

② 例外的に随意契約が認められるとして、その契約金額は適正であるかについて、監査する必要性が高い。

また、出資団体のうち公的性格が強いものは、第三者と契約する場合に、県と同様の入札手続が求められており、上記と同様な監査の必要性が高い。

第6 県の損失補償

損失補償の効力について、最高裁平成23年10月27日判決では、財政援助法3条の類推適用によって、直ちに効力を否定すべきとの判断はなされていないが、裁量権の逸脱、濫用になる余地があるとされている。

しかも、損失補償契約の損失が具体化したときには、地方公共団体の財政に大きな影響を与えるものであるため、その内容を把握したうえで、できる限り、その解消を図ることが望ましいといえる。

愛知県の場合、損失保証契約の対象である債務残高は、平成23年度末で、7団体で合計約1568億9366万円である（なお、25%未満の出資団体である愛知県信用保証協会の約362億5450万円を含む）。

第7 行政財産の目的外使用許可及び使用料減免

出資団体のなかには、行政財産の使用料減免を受けているものもあるが、①使用許可の必要性、②使用料減免の妥当性が適正に審査されているかを監査するとともに、③団体として自立しているかどうかを考えるには、無視できない金額であることに注意する必要がある。

第8 出資団体の経営問題

県が出資等している団体において、その経営が適正になされず、破綻するようなことがあると、県財政に及ぼす影響は小さくはない。

そのため、県としては、各団体の経営状況が適正になされているかを常にチェックし、それによって、団体の財政状況の改善を図ることも可能となり、また、県からの補助金交付額等を抑えることもできるものとする。

第9 出資等が25%未満の団体

県からの出資等が25%未満の団体（県関係団体等除く）は、監査対象でないが、平成23年度末で63団体（出資等総額が約246億円）あり、出資等割合が5%未満の40団体で、出資等総額は約108億円である。

このような団体の場合、出資等をした後に関係が希薄になっている団体もあるため、所管課に対するアンケートにより、県と出資団体との関係を確認したうえで、県として、どのように対応していくべきかを検討した。

第3章 公益財団法人愛知県国際交流協会

第1 法人の概要

- 1 地域の国際交流活動及び国際協力活動を推進するとともに、様々な国籍や多様な文化を背景とした人々がともに安心して暮らせる地域づくりを推進し、地域の国際化に寄与することを目的として、財団法人愛知県海外移住協会を発展的改組して昭和59年7月に設立された。その後、平成23年4月に公益財団法人へ移行し、現在に至っている。
- 2 基本財産額3億1459万5000円の内、県の出捐額は89.02%を占めている。

第2 事業内容

協会は、①県民、NGO/NPO、市町村国際交流協会等が行う国際交流・協力活動への支援、②国際化の推進役となる人材の育成、③多文化共生の地域づくりの推進（拠点としての機能強化）、④国際化に関する調査研究・情報提供の各分野において様々な事業を行っている。

【意見】

既に役割を終えたとして廃止・終了した事業もあるが、今後、なお一層各事業の効果を検証し、廃止も含めたあり方を検討すると共に、魅力ある新規事業の立ち上げについての検討が求められる。

第3 組織

1 役員（理事）について

- (1) 平成24年6月現在、理事は13名、監事は2名である。常勤（常任理事）は1名であり（使用人兼務役員で、役員報酬ではなく、給料として支払い）、その他の理事（会長、副会長を含む）及び監事は非常勤である。過去10年の常任理事には、平成16年度まで県職員OB、同17年度から19年度が県派遣職員、同20年度以降が県職員OB（同17年度から19年度の県派遣職員が愛知県退職後に、引き続き就任）が就任しており、全て県関係者である（協会からの依頼に基づき、県からあつせん）。また、現在の常任理事は、在職8年に及んでいる。

【意見】

- 常任理事についても、固有職員からの登用も図るなど多様な人材の活用を検討すべきである。
- (2) 過去5年間の会長はいずれも非常勤だが、平成19年4月～22年7月の役員報酬は、現在の常勤役員月額報酬にも匹敵する額が月額報酬と

して支払がなされていた（月額48万6000円）。

しかし、平成23年度以降は執務実績に応じた日額報酬（日額1万5000円）に変更となっている。

2 職員について

協会については、かつては、監査法人より、職員全体に占める県派遣職員の割合が高く、県営との差が見いだせない等の指摘がなされてきた。

しかし、下記表のとおり、平成21年度までは常勤職員に占める県派遣職員の割合は80%超となっていたものの、翌22年度に大幅に県派遣職員は減少し（13名→5名）、平成24年度は31%、人数にして4名にまで減少している。

(4月1日現在) (単位：人)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
常勤役員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
県職員OB	1	1	1				1	1	1	1	1
県派遣職員				1	1	1					
常勤職員	16	16	16	16	15	17	16	16	13	13	13
県職員OB						1			1	1	1
県派遣職員	13	14	14	14	12	13	13	13	5	5	4
固有職員（正規）	3	2	2	2	3	3	2	2	2	3	3
固有職員（臨時）							1	1	5	4	5
非常勤職員	7	7	7	7	7	9	9	9	9	8	10
県職員OB	3	3	3	3	2	1	2	1	2	0	0
固有職員（正規）	4	4	4	4	5	8	7	8	7	8	10
合計	24	24	24	24	23	27	26	26	23	22	24
県職員OB	4	4	4	3	2	2	3	2	4	2	2
県派遣職員	13	14	14	15	13	14	13	13	5	5	4

※各年度の常勤役員1名は、使用人兼役員の者である（常任理事兼事務局長）

※固有職員（臨時）：臨時的任用職員

もともと、このような県派遣職員の大幅な減少は、最高裁平成21年12月10日決定（自治体による、派遣法や派遣条例の要件に基づかない給与の直接支給は違法である旨の判断）が大きく影響しているものと思われる。かかる県派遣職員の減少を補うため、協会は臨時的任用職員を採用している。任用形態としては固有職員だが、任期が1年で更新不可である。現在も常勤の正規固有職員はわずか4名（内1名は育休中）しかおらず、長期的な視点に立った場合には、十分な団体内部におけるノウハウの蓄積・承継が困難となるおそれもある。

第4 財務状況

1 会計基準等

公益財団法人への移行に伴い、平成23年度から20年会計基準を導入し、これに伴い、従前の一般会計・特別会計の区分をやめ、公益目的事業会計、法人会計の区分となった。

なお、県からの補助金は、すべて運営費補助金として交付されており、各事業費への配分、管理費への配分は、県の予算編成の段階で協会の事業計画を審査し、補助金額を計上している。また、交付された運営費補助金は、毎年度末に県との間で精算がなされている（繰越しはされない）。

2 愛知県からの補助金

協会は、かねてより、県から補助金を含め多額の財政支援を得ており、これらの支援がなければ運営が継続できないため、自主性・自立性が著しく乏しい旨の指摘を受けていた。下記表のとおり、協会の事業収入に占める愛知県補助金の割合は、平成7年度以降は現在に至るまで、概ね9割前後で推移しており、自主財源はきわめて乏しい。

年度	愛知県補助金(円)	収入(円) ※	収入に占める割合(%)	年度	愛知県補助金(円)	収入(円) ※	収入に占める割合(%)
S59	34,040,900	43,624,718	78%	H10	294,021,309	321,795,652	91%
S60	48,811,300	69,085,447	71%	H11	278,847,895	295,842,854	94%
S61	46,361,600	73,192,553	63%	H12	255,793,915	273,770,973	93%
S62	47,151,631	76,523,071	62%	H13	234,363,137	266,163,534	88%
S63	48,235,810	79,267,788	61%	H14	221,729,537	238,791,787	93%
H1	55,930,000	87,854,787	64%	H15	215,988,591	233,486,376	93%
H2	68,158,880	102,111,533	67%	H16	209,977,019	233,083,660	90%
H3	66,226,300	107,755,901	61%	H17	203,700,453	224,660,003	91%
H4	112,612,200	142,448,820	79%	H18	210,884,048	239,803,383	88%
H5	149,194,748	174,144,501	86%	H19	210,075,732	247,381,522	85%
H6	213,792,360	246,252,149	87%	H20	213,724,467	251,043,250	85%
H7	250,322,647	278,357,908	90%	H21	205,043,991	235,030,811	87%
H8	273,587,476	294,708,657	93%	H22	129,863,401	143,891,650	90%
H9	373,879,330	398,743,429	94%	H23	125,624,258	139,354,206	90%

※平成22年度までは一般会計事業活動収入計、23年度は経常収益から従前特別会計であった事業分を控除した額

【意見】

今後も経費削減と共に、引き続き、寄付金獲得、ホームページにおけるバナー広告の募集や機関誌への広告掲載等による広告収入も含め、さらなる自主財源確保の可能性を模索されたい。また、協会が「特定公益増進法人」に該当しており、賛助会費・寄付金に対しては税法上の優遇措置があること等をよりアピールして、広く一般から寄付金が集められる環境を整備することを検討されたい。

第5 契約関係

1 愛知県との契約

(1) 平成19年度から21年度の愛知県からの委託契約は、全て随意契約である（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）。なお、平成22年度及び23年度は委託契約はない。

(2) 多文化ソーシャルワーカー活用業務について

当該業務は、平成19年度から21年度は愛知県からの委託契約に基づき受託業務として実施されたが、平成22年度、23年度は愛知県の単独事業となり、平成24年度からは協会の単独「自主事業」となった。いったん県の直営事業としたことには、平成22年に県派遣職員の多くが引き揚げたことも影響を及ぼしているものと思われる。

【意見】

自主事業として行っていく以上、費用対効果等の検証を行い、県の補助金負担を減少させる努力をしていくべきである。

2 愛知県以外との契約

協会の締結する契約は、公益財団法人愛知県国際交流協会財務規程に基づき、設計価格（予定価格）に応じ、原則として以下の区分に従って、指名競争入札又は随意契約によるものとされている。

契約内容	随意契約	指名競争入札
工事又は製造の請負	～250万円	250万円を超える場合
上記以外	～100万円	100万円を超える場合

(1) 随意契約案件

清掃業務については、毎年、県が一般競争入札にて選定した三の丸庁舎全体（協会が発注する部分を除く）の落札業者との間で、協会が随意契約を行っている。平成23年度の契約金額は219万6684円（なお、県発注分の契約金額は375万9000円）であり、100万円を超えるものである。庁舎全体を統一的に清掃するために県発注分の落札業者と契約することに一定の合理性はあり、また、協会でも独自に設計価格を積算し、上記落札業者が設計価格を下回る見積金額を出してきた場合に限り契約を行うことにより一定の歯止めをかけてはいる。

しかし、落札業者としては、県からの受注分を多少安く落札しても、協会部分で利益が確保できればよいと考え、結果として県は安く、協会は高く契約がなされる可能性がある。

【意見】

県と一括発注を行う、協会発注分について県と同時期に一般競争入札を行う、あるいは、県と協会の予定価格算定が同じであれば、県分の落札率に応じて、協会が随意契約をする形をとる等の方策を検討すべきである。

(2) 指名競争入札案件

ア かつては、サーバーに関し、賃貸借業務のみ入札を行い、保守業務は賃貸借業務の落札業者との間で随意契約を行ってきた。このような形態の場合、賃貸借業務につき安値で落札した上で、高額な保守業務

契約を締結するという事態が生ずるおそれがある。もつとも、平成22年度からは、賃貸借業務と保守業務を一括して指名競争入札を行って業者を選定することにより、是正されている。

インターネット関連契約につき、指名業者数が多いにもかかわらず、入札業者数が少なく、同一の業者により落札されている。

【意見】

既存システムとの調整、機器の再設定、環境設定に要する経費等の問題が事実上の参入障壁とならないよう、従前のシステムとの継続性が要求されるものについては、システム構築にあたっては可能な限り汎用性のあるもので設計を行うべきである。

第6 施設

1 協会の所在地は、愛知県三の丸庁舎の1階・2階部分に存する「あいち国際プラザ」であり、協会の施設は同所のみである。なお、同庁舎には、協会の他、複数の県の関係機関が入庁しており、8階には入居機関が無償で利用できる大会議室が存する。協会は、県から当該施設につき行政財産使用許可を受けて使用しており、行政財産使用料（平成24年度は約3800万円）は全額減免となっている。減免根拠は、行政財産の特別使用に係る使用料条例第5条第1号に該当するというものであるが、その使用許可の範囲や減免の範囲等につきその都度十分な検討がなされているものか疑問が残る。

2 アイリスルーム（2階）

協会主催の交流会、各種研修会、企画展示などの他、外国公館や民間国際交流団体等との共催に供するホールであり、会議室（会議室A）も隣に併設されている。しかし、協会の自己使用に限られ、外部へ貸出しも行っていないこと、他にも複数の会議室が存すること、また、同時通訳が必要な会議や行事の際には8階の大会議室を使用していることから、その稼働状況は決して高くはない。なお、同室向かいに存する会長室も、会長が来所する際には業務の報告や相談で使用しているようではあるが、平成23年度の会長の来所日数も10日程度であり、利用状況は決して高くはない。

【意見】

公益事業の用に供するとの減免事由が認められるとしても、具体的な減免の程度や許可の範囲は、事業のための必要性や施設の稼働状況等を踏まえた上で慎重に決定されるべきである。特に、アイリスルーム（会議室Aを含む）については、施設の構造上も、他の機関の利用を認めることも可能であるから、県としては、使用許可の範囲の見直しも検討するべきであり、会長室についても、同様に検討する余地があると考ええる。

第4章 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団

第1 法人の概要

- 1 公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団（以下「事業団」という）は、県民の保健及び福祉の向上に寄与する各種事業（健康づくりの振興，がん・結核の予防・検診等及び介護予防等の支援）を活発に行い，高齢社会に対応するために，行政機関の県民健康づくり施策に沿って職域，地域社会，家庭に対して総合的な健康づくりの支援を行う公益財団法人である。事業団は昭和61年4月1日に財団法人として設立され，平成24年4月1日に公益財団法人となった。
- 2 事業団の平成21年4月1日から平成24年3月31日までの収支である。
(単位：千円)

	H21度期	H22度期	H23度期
総収入額 又は 総収益額	2,225,536	2,080,132	1,358,716
内、県からの額	1,197,701	1,082,055	514,040

事業収入 又は 事業収益 (単位：千円)

	H21度期	H22度期	H23度期
事業収入総額 又は 事業収益総額	803,993	838,844	664,722
内、県からの額 (県からの事業費補助金以外であつても事業に充てたものを含む)	0	0	0
(事業別内訳) 又は (主たる事業収益の内訳)			
① 健康科学総合センター事業	258,414	229,944	124,707
② 健康づくり支援事業	39,635	39,990	48,634
③ 総合健診センター事業	505,944	568,910	491,381
④ 健康づくり事業	0	0	0

	H21度期	H22度期	H23度期
支出総額 又は 費用総額	2,210,395	2,011,616	1,364,890

- 3 事業団のあいち健康の森健康科学総合センター（以下「あいち健康プラザ」という）にある事務所は県との基本協定に基づき使用しており，原則として任意指定を受けた業務について事務所を使用できる。なお，この使用に関し，事業団は，約12万円の使用料の減免を受けている。

【意見】

自主事業のために本来の事務所使用の目的を逸脱しないよう注意すべきである。

第2 人事

- 1 平成23年度の人事管理費（役員の報酬を含む）は6億4928万7千円であった。派遣職員の中に，平成12年4月より13年にわたり派遣されている職員がある。

【意見】

1 3年に涉り派遣を繰り返し行うことは、法律が復職を前提としていることから好ましくない。

2 事業団では、平成18年より8名の県退職者を職員として採用している。

【意見】

安定した経営の県出資団体である事業団へ県退職者を受け入れていると見られるものであり好ましくない。

3 理事，監事，評議員について

【意見】

理事，監事，評議員は充て職としているが，プラザや事業団の事業の活性化のためには公募により理事を選任することも検討されるべきである。

第3 基本財産

愛知県の出資割合は79.1%である。そして、それ以外は、2団体からの引継ぎであり、その団体はすでに解散している。

【意見】

県の出資（出捐）は公金により行われているため、形式的な運用にとらわれず、県が実質的に負担した基本財産については、今後、しっかりチェックしていく必要があると考える。

第4 事業団の事業

事業団は、県民の保健及び福祉の向上に寄与する各種事業（健康づくりの振興及びがん，結核の予防，検診等）を活発に行い、今後の高齢社会に対応するために、行政機関の県民健康づくり施策に沿って職域，地域社会，家庭に対して総合的な健康づくりの支援をする事業を主に行っている。

第5 あいち健康プラザに関する事業

1 あいち健康プラザは、平成23年4月より施設を公募施設と任意指定施設に区分して管理運営を行っており、指定管理者制度により公募部分については株式会社トヨタエンタプライズと愛知県健康づくり振興事業団との共同体として、任意指定施設については愛知県健康づくり振興事業団単独として指定を受けている。

2 あいち健康プラザの総建設費は約301億9631万円であった。平成23年度までにあいち健康プラザに県が支出した委託料，指定管理料，施設設備整備費（補助金は除かれている）の総合計は約203億円であった。一方、これまでのあいち健康プラザにおける県の使用料・手数料，行政財

産使用料，建物貸付収入の合計は約19億円であった。従って，県の総支出と総収入の差額は△約184億円である。

【意見】

このまま来館者が減少することがないよう県としてもさらに積極的に活性化を図るよう検討すべきである。

- 3 1つの施設を複数の者が各々を管理するには，機能，物理的，管理の面で各々の管理責任も明確にできること（区分要件），区分することが，効率的な良質な行政サービスにつながる（実質的要件），慎重な審査（手続的要件）がなされることが必要と考える。

- 4 公募するにあたって，任意指定部分との調整等の必要から，自由な競争が阻害されないか

【意見】

今後の指定管理においても施設を2分するのであれば，任意指定の管理者が不当に有利にならないように，県は公募環境の詳細な開示と説明を募集時にすべきである。

- 5 本件で任意指定とすること

【意見】

県からの一定の補填（指定管理料）を前提としており公募を原則とするならば，健康づくりを行える非営利団体等の応募の可能性について検討が望まれる。

【意見】

現在の任意指定部分を先行して公募し，指定管理者を指定したうえで，残りの部分の公募をする方法を考えてよいと思われる。

- 6 共同体事業について

- (1) 電算システム費については，システムの構築費の割合から，35.2%を共同体の負担割合として募集要項において定めている。

【意見】

電算システム関係の費用は年間総契約額である約1億6千万円と高額であり，負担割合の妥当性は常に検証しておくべきである。

- (2) 任意指定部分の水道光熱費等の料金負担について「面積按分する」となっている。

【意見】

それぞれの実質的な維持管理費が算定できる方式をできうる限り模索すべきである。

- (3) 事業団は利用料の増減のリスクをとらず委託料を定額得ることができるが，一方では，共同体である以上，連帯責任を負っている。

【意見】

事業団は委任を受けているだけでなく、トヨタエンタプライズと連帯責任を負っているのであるから、共同体事業の適正化には配慮をすべきである。

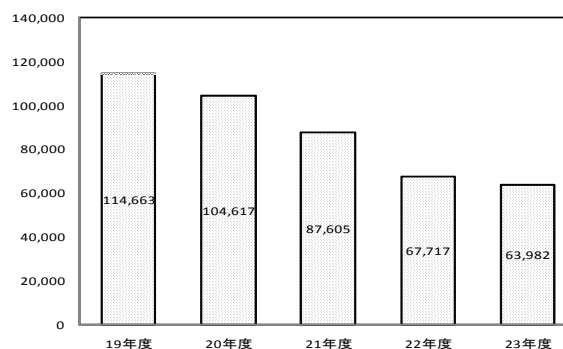
- 7 健康科学館の平成10年度から平成23年度までの科学館の累計利用料収入約3億3824万円である。

科学館事業は、設備費だけでも、県の20億円もの費用を費やして制作された事業であり、老朽化している展示物もある。

【意見】

個別の経費を算出し、収支を分析するとともに今後のランニングコストを勘案したうえで今後のあり方を検討すべきである。

年度別入場者数 (単位:人)



- 8 平成23年度の健康宿泊館の1日平均利用人数は45.6人であり、利用率は32.6%であった。この当該平均利用人数及び利用率について平成23年度あいち健康プラザ年報には記載がない。

【意見】

宿泊館の利用率を上げるには、宿泊館のみの経営努力では達成しえず、あいち健康プラザ全体で利用率の増加に向けた努力が必要である。

【意見】

愛知県の施設である以上、利用状況を明らかにすべきであり、場合によっては、年報の発刊についても内容を含め公募要件にしておくことも検討すべきと思われる。

第6 各事業の収入

- 1 がん検診事業収入、結核・生活習慣病検診事業収入は総務管理費に計上されている。

【意見】

決算書上も、事業それぞれの収入、負担の実態が分かるようにすべきである。

- 2 介護予防支援事業

【意見】

必ずしも事業団が唯一とは言いきれないのであれば、公募の方法も検討すべきである。

第7 補助金

事業団が交付を受けている補助金額は、運営費としての人件費及び総合健診センター事業の賃借料である。

【意見】

事業団の事業の多くが公募となった場合にまで、補助を続けることは、事業団の入札においての競争力を高めることにもなりかねないので留意が必要である。

【意見】

総合健診センター事業について公募案件が増加する中で、事業団の競争力を高めることにならないよう、補助を一定割合にするなど事業に見合った内容にすることも検討されてよい。

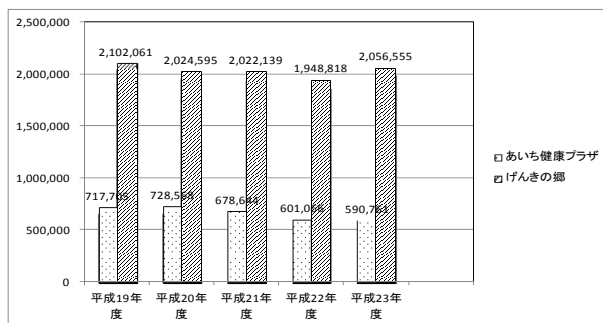
第8 総括

近隣のげんきの郷と入場者数を比較したグラフである。(単位：人)

近接した地区に3倍を超える動員を実現しているげんきの郷があるのだから、参考にすべきである。

【意見】

近隣で成功している参考事例があるのであれば、積極的に連携・協力して動員対策を図るべきである。



【意見】

健康づくりの大きな拠点として、都市公園法上の問題を解決する手だて(特区など)がないかを改めて検討することが必要ではないかと考える。

【意見】

ヘルスツーリズムについて、これまで以上に積極的な推進を図るべきである。

【意見】

いかに費用を掛けずに、利用促進を図っていくかが肝心である。近隣に個々に優れた施設が複数あるので、連携を模索すべきである。是非、素晴らしい発想で、大いに活性化を図ってほしい。

第5章 公益財団法人あいち産業振興機構

第1 法人の概要

- 1 昭和46年12月1日に財団法人愛知県中小企業振興公社として設立され、平成18年4月1日に、財団法人あいち産業振興機構に名称変更した。平成23年12月1日には、県内中小企業等の経営基盤の強化、新たな事業活動への取組み、国際化への対応等を総合的に支援し、もって経済・産業の発展に寄与すること等を目的とした公益財団法人に移行した。
- 2 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター（通称ウインクあいち）の14階・15階に存在し、18階にセミナー室がある。
- 3 基本財産は1230万5000円（県の100%出資）である。
- 4 事業内容は中小企業支援事業，小規模企業者等設備導入資金貸付事業，中小企業等助成事業，特定鉱害復旧事業等である。
- 5 平成23年度 収支状況（単位：千円）

総収益額	内，県からの額	費用総額
2,186,192	561,324	1,785,279

6 県との財政的な関係

- (1) 平成23年度 収支状況と県からの収入額（単位：千円）

収入	内，事業収入	内，県からの額	(県からの補助金)	(県との委託契約)
2,186,192	1,898,693	455,242	454,024	1,218

- (2) 平成23年度 県からの補助金（単位：千円）

事業名	中小企業総合支援事業費	海外特許取得等・知的財産活用促進事業費	設備資金貸付事業費	小規模企業等設備貸与事業円滑化	あいち中小企業円高対応支援基金※
金額	437,475	2,173	10,939	3,436	105,914

※あいち中小企業円高対応支援基金補助金は、指定正味財産として計上されているため、前記(1)の事業収入(県からの補助金)には含まれていない。

中小企業総合支援事業費補助金内訳（単位：千円）

事業費	人件費	運営費
55,345	349,610	32,520

- (3) 平成23年度 県との契約について 委託内訳（単位：千円）

事業名（件名）	中小企業高度化促進診断事業費
金額	1,218

(4) その他・・・損失補償契約 (単位：千円)

事業名 (件名)	設備資金貸付事業損失補償契約	設備貸与事業損失補償契約
金額	200,000	675,000

第2 組織

1 役員

平成23年4月1日現在での役員構成は、理事長1名、副理事長1名、常務理事(兼事務局長)1名、理事9名、監事2名であったが、公益財団法人移行後の平成24年4月1日現在では、理事長1名、副理事長1名、常務理事(兼事務局長)1名、理事6名、監事1名となった。

【意見】

同じ団体出身の者ばかりではなく、定期的に、新しい団体などからもっと広い分野で人材登用することも考慮されたい。

2 評議員

(1) 平成23年4月1日現在での評議員数は13名であったが、公益財団法人移行後の平成24年4月1日現在での評議員数は11名となった。

【意見】

役員と同じ組織からの就任や横滑り人事ではなく、それぞれ違う組織から相互に影響を及ぼさない独立した者が就任するよう考慮されたい。

(2) 公益法人化する以前の機構の評議員の報酬は、日額1万3000円であったが、公益法人化後は、日額1万5000円と増額されている。

【意見】

当評議員の業務内容や責任の度合いに応じた報酬額にすべきである。

3 職員

平成23年4月1日現在での職員数は57名であり、常勤職員が45名(内、愛知県OBが6名、愛知県からの派遣が9名)、嘱託職員5名、任期付職員6名、再任用職員が1名である。

第3 中小企業支援事業

1 経営支援事業

本事業は、支出に必要な費用の9割を県補助金で賄っている。

(1) 窓口相談

ア 中小企業者の創業、経営上の問題を解決するための相談窓口を設置し、統括マネージャー、担当マネージャー、法律の専門相談員として弁護士、契約関係の専門相談員として行政書士が対応しているが、契約関係の相談を行政書士がすべて対応できるわけではない。

【意見】

契約関係の相談を行政書士が担当する形をとるのであれば、窓口担当者は、相談の割り振りを適切に行う必要があるし、それに限界があれば相談担当者を見直す必要がある。

イ マネージャー等の窓口相談については、相談をした企業に対して、満足度のアンケート調査をしている。平成23年度の回答率は47.7%程度であったので、相談者の意志が全て反映されているとは言い切れない。個別回答の中に「専門知識が不足している」があった。

【意見】

仮に専門以外の相談があったとしても「専門知識が不足している」という印象を与えるのは問題である。企業からの回答率を上げて、相談担当者のスキルを検証し、今後の選考の際の資料として検討すべき。

ウ 統括マネージャーの報酬は平成23年度が月額50万円、専門相談員は、随意契約により月額3万1500円で契約している。

【意見】

専門相談員は、公募又は弁護士会や行政書士会等に対して募集する方法も考えられる。また、相談員の実績評価をしっかりと行うべきである。報酬額等は、規則などを制定して明確にすべきである。

(2) 専門家の派遣

専門家を中小企業等に派遣し、経営・技術等に関する助言を行っている。専門家派遣は、専門家謝金（3万円/日）及び専門家旅費交通費の合計額の3分の1を企業から負担金として徴収している（3分の2は県からの補助金）。平成23年度の登録専門家は161名である。

(3) 経営活性化診断

経営改善を求める中小企業等に対し、中小企業診断士等を派遣するための相談、助言を行っている。平成23年度の相談は1件である。

【意見】

積極的にPRして診断件数の増加を図るべきであるし、増加が見込めないのであれば見直しを図るべきである。

2 取引支援事業

国からの委託事業以外の事業は県補助金で賄われている。

(1) 受発注企業情報収集提供事業

県内中小企業の受注の確保と新規取引の開拓を促進するための情報収集と情報提供を行っている。企業から登録料等は徴収していない。情報収集を行う専門調査員は、平成23年度まで、中小企業診断士及び社会保険労務士の有資格者1名であるが、5年間、同一人物が継続している。

【意見】

専門調査員に任期を設定し、定期的に交代する体制にするべきである。

(2) 商談会の開催

ア 県内商談会は、地域商談会（尾張会場）等、4回開催した。平成23年度は各商談会の開催事業費として、総額247万3673円を負担している。各商談会において、参加企業からは参加料等の費用は一切徴収していない。

【意見】

参加企業から、会場費等の実費が賄える程度の参加料（出展料）を徴収することも検討すべきである。

イ 県内の受注企業の情報を県外の発注企業に提供し、発注企業の現地で、個別商談会を開催した。平成23年度の本商談会の開催事業費として、総額201万3104円を負担している。

【意見】

本商談会も、県内中小企業の受注機会の拡大が目的であることからすれば、参加企業に登録料（参加費）を徴収することも検討すべきである。

3 新事業創出支援

(1) 中小企業等からの依頼に応じて、優れたビジネスプランを有する企業等を対象に専門家を派遣して、指導・助言など事業化に向けた支援を行っている。専門家派遣については、1回あたり3万円の報酬額である。派遣先企業からは、専門家派遣の対価等を徴収していない。

(2) 創業プラザあいちの運営

ア 創業準備スペースは、創業プラザあいち内の1部屋を8ブースに区画し、入居者が無料で自由に利用できるスペースである。平成23年度の1日の平均利用者数は計算上7.1名であるが、実際に現場を訪問しても、利用者が多かったとの印象はない。

【意見】

まだまだスペースに余裕があると思われるので、広報等に力を入れて、もっと入居者を増加させる努力が必要である。

イ 創業支援のために、新事業コーディネーターを4名体制で配置している。新事業コーディネーターの報酬は、1日あたり2万2000円（税込み）と規定されている。

【意見】

新事業コーディネーターの報酬については、実績及び費用対効果もふまえて、定期的に見直すことを検討すべきである。

(3) 各種セミナー

平成23年度は、経営管理者セミナー、起業家育成支援セミナー、リーディングセミナーを開催した。経営管理者セミナーは、受講者から1名あたり1万5000円の受講料を徴収している。起業家育成支援セミナーとリーディングセミナーは受講料を徴収していない。

【意見】

セミナー等を開催する場合は、会場費や講師費用等の実費が発生するのであるから、実費の一部を受講料として徴収することを検討する必要がある。

4 国際ビジネス支援

- (1) 平成23年度から、国際ビジネス支援事業は、中小企業総合支援事業費補助金対象事業に組み込まれたため、補助金に人件費が含まれなくなった。
- (2) 国際ビジネス会員制度があり、平成24年3月末日現在の会員数は89社である。年会費3万円で、講演会やセミナー等の参加の優先、講座受講料の割引、資料の無料提供などの会員特典がある。
- (3) 国際ビジネスに関する課題解決のため、企業からの相談に専門アドバイザーが対応する相談デスクとナビゲーション相談会を開催しているほか、平成23年度は貿易関連講座を6回開催した。

5 情報化支援・情報提供

- (1) ホームページ上で掲載しているバナー広告とバーチャルドメインサービス及びB2BWebマスター養成講座の受講料収入がある。
- (2) 情報提供サービスの総合窓口として「あいち情報ステーション」を運営し、中小企業の経営・技術に関する情報収集や図書、ビデオ・DVD等の閲覧・貸し出しを行っている。図書の閲覧件数以外はほぼ全てが減少しており、平成21年10月に産業貿易館1階から産業労働センター14階に移転したこともあり、平成22年度から激減している。

6 広報・啓発活動

県内の中小企業支援機関等が開催する研修会・展示会などに参加して、広報活動を行っているほか、県内の各市町、商工会議所、金融機関等へ、業務案内等を配布したり、月3回発信するメルマガでも常にPRしている。

7 まとめ

中小企業支援事業を総覧すると、各種相談事業、各種専門家派遣事業が複雑多岐にわたっており、一見して、どの事業がどのような相談対応あるいは専門家派遣対応なのか分かりづらい。

第4 小規模企業者等設備導入資金貸付事業

小規模企業者等に対し、設備資金の貸付と設備の貸与を行っている。

1 貸付審査委員会

貸付審査委員会は、原則、毎月開催され、委員（機構役員の委員等は除く）には、委員会出席1回あたり金1万3000円の報酬が支給される。

2 設備資金の貸付

平成23年度末の総貸付件数は747件、総貸付残高は56億8005万6000円で、延滞件数は13件、延滞額は7886万2000円である。1年以上返済のない長期延滞者はいないが、延滞金については、県との損失補償契約に基づいて、平成22年度に8企業分9737万4119円、平成23年度に1企業分16万8000円が、各々償却されている。

【意見】

貸付を受けた小規模企業者等の経済状態を把握して早期に未収金を回収するため、債権管理の強化を早急に進める必要がある。

3 設備の貸与

1年以上支払いがない長期滞納者の平成22年度の滞納額は112万4727円、平成23年度が208万9436円である。平成19年度に5件、平成20年度に2件の契約解除を行った。平成19年度に契約解除した5件の未収のうち回収額は5万0812円、平成20年度に契約解除した2件の未収のうち回収額は19万円である。

【意見】

設備貸与を受けた小規模企業者等の経済状態を把握して、債権管理・早期回収を図るため、債権管理の強化を早急に進める必要がある。

第5 中小企業等助成事業

1 独立行政法人中小企業基盤整備機構と愛知県及び地域金融機関からの資金を原資に基金（あいち中小企業応援ファンド）を造成し、その運用益により中小企業等の新事業展開に対して支援を行う事業である。基金は、第66回共同発行市場公募地方債（期間10年）で69億7500万円、譲渡性預金で30億2500万円を運用している。平成23年度は、助成件数合計39件、助成金額合計8321万2000円である。

2 審査委員は、県、機構、（独）中小企業基盤整備機構、経営及び商品開発等の分野の有識者等の9名。審査委員が申請企業等と何らかの関係がある場合などの除外基準が規定上設けられていない。

【意見】

審査から除外されるべき審査対象者との関係性等についても規定を設けるべきである。

- 3 事業化の達成は平成20年度と平成21年度は半数、平成22年度は約3分の1であり、利益の増加は僅かである。

【意見】

今後の助成金交付のために検証等をしっかり行い、助成金が無駄にならないよう、助成対象者及び助成対象事業の計画性や将来性については、厳しく審査する必要がある。

第6 特定鉱害復旧事業

臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法に基づき、国、県等が連携して実施してきたが、平成14年3月31日で同法が廃止されたため、同年4月1日から、国が指定する民法法人に国、県で基金を造成し、その運用益で市町等が行う復旧工事を支援している。基金の原資は、国が9230万1000円、愛知県が3259万9000円の合計1億2490万円の積立で運用開始されたが、平成23年度は、運用益では賄えず、平成23年度末の基金は1億1881万2000円に減少している。

第7 業務委託

平成23年度の外部団体への業務委託は、合計19件中公募は0件で随意契約が19件となっている。これらの19件は、財務規程第64条第2項各号に該当するものとなっている。研修や講座の講師派遣などのうち、高度な専門性等の能力を備える講師を選択する必要がある場合などの入札になじまない契約は、「理事長通知」により運用されている。

第8 愛知県産業労働センターの使用

- 1 愛知県産業労働センターの14階、15階、18階を使用している。建物自体は、PFI事業によって建設され、その設計・建設を行った特別目的会社「アイラック愛知株式会社」が指定管理者として指定されている。
- 2 機構は、愛知県公有財産規則第24条第1項第1号により、使用を許可されている。平成23年度の使用料は、1873万3344円である。
本来の使用料基準額では、使用料合計額が6548万9928円となるが、この内、賃料部分が免除され実費（光熱費等）のみを支払っている。
- 3 18階のセミナー室は、機構の行事や県の行事などに利用されているが、平成23年度の稼働率は49.8%である。

【意見】

公共性・公益性のある各種団体に対して、その事業内容によっては、もっと積極的にセミナー室の利用を促すべきである。

第6章 公益財団法人愛知県水産業振興基金

第1 法人の概要

1 概要

基金は、昭和54年3月30日、財団法人愛知県水産業振興基金として設立され、平成24年4月1日に公益財団法人へ移行した。

基本財産は62億5975万円であり、所在地は本部が名古屋市中区にあり、栽培漁業部は愛知県田原市にある。

2 事業・組織体系

理事長の下に、事務局長がおり、その下に、本部と栽培漁業部がある。

基金は、水産資源増大対策事業、漁場環境改善対策事業、漁業操業安全対策事業、漁業救済等対策事業、漁業経営安定対策事業、漁業者育成対策事業、信用補完事業、啓発普及事業の8つの公益目的事業を行っている。

第2 組織

1 役員・評議員について

(1) 理事長について

理事長は、従前県副知事が非常勤として兼務していたが、平成14年度以降、県OBが常勤として勤めている。

【意見】

理事長の選任にあたっては、県OB以外の人選も含め広く検討した上で決すべきである。

(2) 副理事長について

副理事長は①愛知県農林水産部長と②愛知県漁業協同組合連合会会長の2名が就任している。

【意見】

副理事長については、定期的に意見交換会を設定し、副理事長の知見に基づく意見・助言を活用すべきである。また、副理事長の理事会における業務報告は各々に副理事長毎に独立して行わせるべきである。

(3) 常務理事について

常務理事は平成14年度の理事長常勤化以降空席であり、ポストの廃止を含めた検討を行うべきである。

(4) 平理事について

平理事については、従前、11名おり、県関係者、県漁連関係者及関係市の市長が勤めてきたが、関係市市長の出席率が極めて低かった。公

益財団法人移行に伴い委任状出席が廃止されたため、現在は出席できることを前提に関係市に対し推薦依頼を行い理事選任が行われている。

【意見】

理事には、理事会に実出席をしてきちんとした行動をとれる人物を推薦してもらえるようにすべきである。

(5) 監事について

監事は、①武豊町長、②愛知県漁業協同組合連合会関係者、③県関係者の3名が選出されているが、武豊町長は監事会の出席率が低調である。

【意見】

関係市町村の監事については、武豊町出身者に偏らないよう、関係市町から順次選任されるように運用を改めるべきである。

【意見】

監事には、理事会・監事会に実出席をして、きちんとした行動をとれる人物を推薦してもらえるようにすべきである。

(6) 評議員について

基金において、公益財団法人移行にあたって、従前29名いた評議員を、その出席率等を加味し、18名まで削減した。

【意見】

評議員の推薦依頼にあっても、評議員会に実出席をして評議員として評議員会できちんとした行動をとれる人物を推薦してもらえるようにすべきである。

2 役員・評議員の報酬について

(1) 支給根拠

役員・評議員の報酬は「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」によって定められている。

(2) 非常勤役員等の報酬について

非常勤役員等は、理事会等の出席1回あたり3500円である。これは、愛知県水産会館内の他団体の報酬基準を見て決められた。しかし、役員の報酬については基金の財務状況、各役員等が行うべき職務内容、権限や責任の大小といったものを総合して決められるべきものである。

【意見】

今後、報酬額の見直しの際は、報酬の性質を十分理解した上で報酬額を決定すべきである。

(3) 常勤役員の報酬について

常勤役員の報酬は年額方式（総額）の枠内で評議員会の決定により決められる。これについて、具体的な基準となるべき計算式等は存在して

いないが、県の参考例を踏まえて決定を行っている。

【意見】

役員報酬額の決定に際し、県の示す参考例に囚われすぎず、基金の実情を踏まえて報酬額を定めるべきである。

3 職員について

(1) 職員数

平成24年4月1日時点において、常勤役員1名、常勤職員18名（正規職員17名、非正規職員1名）の合計19名がおり、うち県OB4名、県派遣職員9名、県漁連出向者1名、プロパー職員5名である。

(2) 基金内の部門

基金内の部門は、大きく管理部門と事業部門に別れている。

ア 管理部門

管理部門は、名古屋市内に事務所を構え、理事会・評議員会・監事会の対応、予算・決算・人事対応、種苗生産業務以外の事業対応を行う部門である。同部門には、5名が属しており、うち、事務局長、管理課長、業務課長の3名は県OB、検査課長は県漁連からの出向者、主査はプロパー職員である。

【意見】

栽培漁業部勤務の職員と異なり特殊技能を要しない本部勤務職員については、積極的に県関係者以外の登用も検討されるべきである。

イ 事業部門

事業部門は、栽培漁業センターにおいて種苗生産受託関連事業を実施する部門である。同部門には、13名が属しており、県派遣職員は栽培漁業部長1名、主査2名及び技師6名の合計9名であるが、基金のプロパー職員は生産課長、主査2名、主任1名の合計4名にとどまっている。

(3) 職員における県関係者の割合について

平成24年4月1日時点で常勤理事長1名及び常勤職員18名のうち県OBが4名、県派遣職員が9名の合計13名が県関係者であり、県関係者が占める割合が極めて高い。

【意見】

種苗生産業務を基金が続けるためには、新たなプロパー職員を育成し、現在のプロパー職員が持っている特殊かつ高度な技術を承継すべきである。

4 職員の派遣とそれにかかる給与、退職手当について

(1) 退職手当について

県OBについては退職手当は支給されない取扱いとなっている。

県派遣職員については、年度末日に県に復帰し県から支給するとの取扱が取られ、基金による退職手当の支給はない。

(2) 派遣法と最高裁判所平成21年12月10日決定

基金における県派遣職員は、派遣法の要件を充たしている。

(3) 「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」の取扱変更の影響から平成22年度の種苗生産受託事業特別会計に関する動き

上記最高裁決定を受け、従前、委託費で支払われていた、県派遣職員9名の人件費について、平成22年度より、基本給部分は県からの直接支給、実績給部分等は基金の自主財源で支払われることになり、これらの影響で、約9500万円委託費が減少している。

(4) 基金の独自負担部分（実績給）について

基金が負担している実績給には、管理職手当、時間外勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、勤勉手当、通勤手当、宿日直手当などがある。

第3 会計・計算関係

1 会計基準について

平成23年度からは新公益法人会計に準拠し公益目的8事業に区分して事業を実施することとなった。

2 出資状況について

県から基金に対する出資比率は当初の86%から漸増し、平成24年3月末時点で94%である。

3 有価証券等の残高の点について

国債や県債など元本割れをしないタイプの有価証券に投資対象を限定し、基本財産を毀損しない運用がなされている。

4 補助金・委託費・負担金について

栽培漁業センター業務委託費について、最高裁決定による運用変更により、平成22年度に前年度比約9500万円減少している。

5 県の貸付金や県による債務保証・損失補填について

平成19年度以降には該当がない。

6 県税の減免について

基金は、法人県民税を法人発足時から免除されている（平成23年度は年2万1000円）。

7 施設利用料について

(1) 本部の事務所の賃料については、近傍の同種物件の賃料情報などにはある程度気を配ることが望ましい。

- (2) 愛知県栽培漁業センターについては、県からの栽培漁業センター業務委託契約の業務遂行のためにのみ使用しているため、無償使用である。

第4 事業関係

- 1 旧事業会計上の事業と公益目的事業会計の関係について
平成23年度より公益目的事業会計導入により公益目的8事業へと再編されている。
- 2 特別振興積立資産（空港関係）を財源とする事業について
同資産は、中部国際空港建設事業が漁業に及ぼす影響を緩和するためのもので、中部国際空港株式会社との間の協定による。同資産は、合計55億円であり、基本的に取り崩しによる使用がなされてきており、平成23年度末で3億円である。現在、信漁連の6ヶ月定期貯金で運用されている。

【意見】

今後、大きな積立資産が発生した場合には、それが取り崩しによる運用による場合であっても、取り崩しが終わるまでの中期、中長期的な運用プランを考案し、資産の価値を最大限活用できるようにすべきである。

第5 その他

- 1 県との契約関係について
基金と県の契約は、平成23年度時点で、次の2件である。
 - ① 栽培漁業センター業務委託契約
本契約については、競合相手が出現したこともなく、平成19年度以降、一貫して随意契約の方式にて契約が結ばれている。

【意見】

県が業務委託費の設計を行うにあたっては、過去実績以外の様々な要素を総合考慮し、基金が金額を推察出来ないようにすべきである。

- ② 新たな農林水産政策を推進する実用化技術開発事業委託契約
平成22年7月に初めて結んだ契約で、随意契約によっている。
- 2 他県との連携について
漁業の対象となる魚類には行政区の縛りは通用しないのであるから、自治体間の連携を強め、より広域での漁業振興を行うべきである。
- 3 基金自体の存在意義について

【意見】

基金が県とは別に法人格をもって存在する最大の意義を保つため、すなわち栽培漁業センターを効率的に運用する受け皿たり得るためにも、プロパー職員の育成を行い、特殊かつ高度な技術を行うべきである。

第7章 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団

第1 法人の概要

本財団は、昭和48年に財団法人愛知県教育サービスセンターとして設立され、平成17年に財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団に名称変更し、平成18年4月に財団法人愛知県スポーツ振興事業団（昭和57年4月1日設立）と統合した。平成22年4月1日からは公益財団法人へ移行し、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団に名称変更している。

事業内容は、①教育振興事業、②スポーツ振興事業、③体育施設及び社会教育施設管理運営事業、④広域スポーツセンター事業、⑤埋蔵文化財発掘調査事業、⑥愛知県教育会館管理運営事業である。

第2 組織及び人件費

1 理事会及び理事

平成24年4月1日現在の役員の構成は、理事長1名（県OB）、常務理事兼教育振興課長1名（市町村教委OB）、理事兼事務局長1名（県OB）、理事9名、監事2名（うち市町村教委OB1名）である。

【意見】

県退職者以外の人材も常勤役員に選任するなどして多様な人材の活用を図るべきである。

2 職員

平成24年4月1日現在の職員数は、136名である（常勤役員4名を含む）。内訳は、①固有職員98名（うち県退職者等12名、期付28名）、②県派遣職員5名、③嘱託員29名（うち県退職者等5名）である。

【意見】

各施設に共通した業務を管理部門で統括するなど管理グループの機能を強化充実させるなどして組織の合理化を図ることが望ましい。

【意見】

指定管理施設の管理に従事している管理グループの人件費は、補助金ではなく、指定管理料で手当てされるべきである。

3 県退職者等

平成24年4月1日現在で、職員136名（常勤役員4名含む）のうち、

県退職者等（市町村教委OBを含む。嘱託員は除く。）17名であり、1割以上が県退職者等となっている。

【意見】

本財団の職員に占める県退職者の割合が依然高いといえるから、多様な人材の活用を図るなどその割合を減少すべきある。特に体育施設や青少年教育宿泊施設の管理には、民間の経営感覚や管理運営経験を有する人材の活用が有用であると考えられる。

4 今後の組織のあり方について

指定管理者の公募により、従来、指定管理者に指定されていた施設について、指定管理者の指定が受けられなくなる可能性もある。

【意見】

今後も指定管理者の指定を受けられるとは限らないのであるから、職員の雇用については、多様な可能性や対応策を検討しておくことが望ましい。

第3 財務状況

公益法人会計適用法人の一般正味財産増減額5776万3000円から運営費補助金2億6157万4000を差引いた修正一般正味財産増減額を算出すると、マイナス2億0381万1000円となる（千円未満切捨）。

【意見】

収入に占める運営費補助金の割合が高く、自主事業による収入を高める一層の努力が必要である。

第4 県との関係

1 出資の状況

基本財産1億250万円のうち、愛知県の出資は3000万円（29.3%）である。ただ、愛知県が出資した、（財）愛知県スポーツ振興事業団からの引継財産については、同事業団からの出資3000万円（29.3%）と捉えられている。

【意見】

県の出資（出捐）は公金により行われているため、形式的な運用にとらわれず、県が実質的に負担した基本財産については、今後、しっかりチェックしていく必要があると考える。

2 補助金

愛知県からの補助金については、運営費補助金のみであり、平成23年

度2億6157万4000円である。

【意見】

指定管理施設に関する業務に従事する管理グループの person 費を運営費補助金で手当てすべきではない。管理グループの人員に対する補助金の算定にあたっては、施設管理業務に関する部分を除くなどしないと、指定管理者の指定に当たり、民間会社より優遇されるおそれがある。仮に管理グループに指定管理施設に関する業務に従事する人員が存在する場合には、各施設に対する指定管理料に person 費等を計上した上で指定管理料として手当てすべきである。

第5 施設の管理運営（一般）

平成23年度以降、①愛知県体育館、②愛知県スポーツ会館、③愛知県一宮総合運動場、④愛知県口論義運動公園、⑤愛知県総合射撃場、⑥愛知県野外教育センター、⑦愛知県美浜少年自然の家、⑧愛知県旭高原少年自然の家の合計8施設の指定管理業務を行っている。

1 人件費について

総務課管理グループに課長補佐以下4名の固有職員と嘱託員1名が配置され、施設管理施設の運営に関する業務に従事している。

【意見】

各指定管理施設の管理運営費にも、管理グループの person 費を割り付けるなどして、 person 費を適切に反映させるべきである。

2 契約

【結果】

美浜少年自然の家の清掃業務契約は随意契約で契約しているところ、財務規程118条1項5号の規定する著しく有利な価格である場合に該当しないから、財務規定に違反している。したがって、入札方式で契約締結をすべきである。

【結果】

旭高原少年自然の家の清掃業務契約は随意契約で契約しているところ、財務規程118条1項5号の規定する著しく有利な価格である場合に該当しないから、財務規定に違反している。したがって、入札方式で契約締結をすべきである。

【意見】

一般競争入札がなされた契約についても、入札業者数が1社もしくは数社にとどまるケースや、数社による競争入札が行われた場合でも、落札率が極めて高い。入札業者を拡大し、落札率を下げるなど競争性を高めるなどして経費節減に努めるべきである。

また、同じ施設内の異なる業務について、あわせて契約する方法や、契約期間を1年でなく5年にするような契約についても、

① あわせて入札することのメリット、デメリット（入札業者が限られないか、自由な競争が阻害されないか等）

② 期間を複数年によることのメリット、デメリット（価格の固定化、各年度による価格競争の阻害等）

を踏まえて、入札方法を検討すべきである。

3 事故防止・対応

【意見】

スポーツ施設等人身事故の発生する可能性のある施設を複数管理しているのであるから、事故防止及び事故発生後の対応についての詳細なマニュアル等を作成するのが望ましい。

第6 体育施設の管理運営

1 愛知県体育館

平成22年の指定管理の公募時、「愛知県体育館管理運営業務仕様書」によれば、営利目的事業の使用する日数が制限されていた。

【意見】

すでに予定が決まっているもの以外に、興行等での利用がほとんどできない形で利用日数を制限することは、施設を興行等で利用して、より有効的に活用しようとする民間業者の算入を阻害しているともいえる。

公的な施設である面で一定の制限は必要ではあるが、すでに、予定されたもの以外に、事実上、興行等での利用を認めないような制限は改めるべきである。

2 愛知県スポーツ会館

(1) 財団職員の退職手当は、退職手当引当金から支出されるべきであるが、本財団に十分な退職手当引当金が積み立てられていないため、本施設に関する委託料に退職手当を含めて県から支出している。

【意見】

財団職員の退職手当を委託料に含めるのは適切ではない。

まして、退職職員を、任意指定施設に異動させ、そこで、指定管理料に上乘せして、退職金を補填する運用は変更されるべきである。

(2) 公募手続について

スポーツ会館については、平成25年度（平成26年3月末）まで任意指定による指定管理を行う予定である。

【意見】

大規模改修が必要であるといっても、指定管理の公募条件を工夫するなどして、公募による指定管理を行うべきである。

そして、平成22年に翌年度以降の指定管理業者を指定する段階では、平成24年度、平成25年度に行う耐震工事の具体的内容、期間が明確でなく、具体的な工事による影響を示せなかったとして、任意指定したことが許容できるとしても、平成26年度からの指定管理者指定の時点では、耐震工事の内容も具体化できると思われ、指定管理業者にも、工事によって施設を利用できない期間等を明らかにできると思われるため、公募によるべきである。

(3) 愛知県における今後の施設のあり方についての検討・取組状況について

【意見】

「行革大綱に係る重点改革プログラム」に従って検討中とのことであるが、県の施設としての必要性、地元移管の可能性を含めて検討する際には、①県費として毎年1億5000万円前後の指定管理料を支払っていること、②利用率も高いとはいえないこと、③利用者も名古屋市民を中心としており広く県民の利用に供されているとはかならずしもいえないことに十分に留意すべきである。

また、「重点改革プログラム」には、施設の保有に要する県のコストが明記されていないが、県の施設としての存続の適否を検討する際には、指定管理料はもとより、耐震工事や今後の改修に要する費用等のコストも含めて検討されるべきである。

3 愛知県一宮総合運動場

【意見】

多額の指定管理料を支払っているにもかかわらず、かなり利用率が低い施設もあり、利用率の向上に努める必要がある。尾張地区の中核的役割を担うべき運動施設とはいうものの、陸上競技場以外の施設の利用は、それほど高いものとはいえず、県民全体の利用も十分とはいえないため、利用者の年齢、居住区域等の利用状況の調査を行い、利用者の増加に努め、その利用状況によっては、地元への移管も検討すべきである。

4 愛知県口論義運動公園

【意見】

多額の指定管理料を支払っているにもかかわらず、利用率も低く、県民に広く利用されているとまでいえない。利用者も名古屋市、日進市、長久手市の居住者を中心となっているが、県の施設として、県民全体の利用者数の増加に努めるべきである。そして、利用状況によっては、地元移管も検討すべきである。

5 愛知県総合射撃場

財団から、県に対して、第4射撃場フィールド内鉛含有土砂処理費用として、約25億7249万円の施設整備要望が提出されている。

【意見】

県の施設であり、県が環境問題をどう考えていくかの問題にも関係するが、除去をどうするか、また、将来的に除去が必要ない設備にできないか、将来的に除去費用をどうみるか等を検討すべきである。

第7 その他施設の管理運営

愛知県野外教育センター、愛知県美浜少年自然の家及び愛知県旭高原少年自然の家について、収支状況、利用状況を監査した。

第8 愛知県生涯学習推進センター

愛知県からの委託事業で愛知県生涯学習システム「学びネットあいち」を運営している。

【意見】

学びネットあいちは、ネットワークとしての機能の費用対効果を検討するためにも、学びネットあいちの閲覧が講座等の参加に寄与しているかな

ど効果検証がなされるべきである。

第9 愛知県埋蔵文化財センター

本財団が「愛知県埋蔵文化財センター」として発掘調査業務を行う部分と引き揚げた県職員が県直営で「愛知県埋蔵文化財調査センター」として行う部分の2つができてしまっている。

【意見】

派遣法の関係で県派遣職員を引き揚げたことにより、県と財団の二重の体制になったこと自体問題であり、今後埋蔵文化財発掘調査業務をどのように位置づけるか改めて検討すべきである。埋蔵文化財発掘調査業務については、他県の例も参考にしながら、県直営とすることの可能性も含めて、本財団に随意契約で委託することを再検討すべきである。

第10 教育会館の管理運営

1 教育会館の事業別収支について

【意見】

教育会館管理運営事業について、事業別収支を作成すべきである。その際、人件費および固定資産税も計上し、事業実態を適切に反映させるべきである。

2 賃料について

建築費用を負担した入居団体との間では、無償の使用貸借契約が締結されており、入居団体が退去した後、他の入居団体が退去後の居室を借り増ししているが、その賃料も低廉である。

【意見】

教育会館の建設当初、入居者団体が建築費用の一部を負担した経緯があったにせよ、会館建築後相当年数が経過し、その間入居者団体が無償で使用することにより当初の建築費用の負担部分に相当する金額の回収は十分に図られている。近隣賃借料相場に照らしても、現状も無償で使用し続けることは妥当とはいえず、入居者団体から賃料を徴収することについて検討すべきである。

また、入居者団体が借り受けている部分の賃料も、周辺相場に照らして、適切な賃料額を設定すべきである。

第8章 県出資団体に関するアンケートの結果

第1 アンケートの視点

県出資団体に関して、出資比率25%以上の団体（県関係団体及び県が損失補償をしていることから外部監査の対象となる愛知県信用保証協会を含む。以下、同じ。）については、県からの団体としての財政的・人的自立性が認められる必要があり、自立性を有しているかが問題となりうる。他方、出資比率25%未満の団体（県関係団体及び愛知県信用保証協会を除く。以下、同じ。）については、県との関係が、財政的にも人的にも希薄になりがちであり、県において、団体との関係を十分に把握できていない可能性もあり、現時点で、県として、出資関係を維持していく必要性が認められるのかが問題となりうる。

そこで、平成24年4月1日現在存在する、県出資比率25%以上の52団体と県出資比率25%未満の63団体についてアンケートを実施した。

第2 アンケート結果

- 1 県出資比率が25%以上の団体（県関係団体等を含む）
アンケートを検討したところ、別表のとおり、
 - (1) 総収入額又は総収益額のうち県から支払われた額の割合が、平成23年度の時点で50%を超える団体
…15団体（このうちの10団体は、県から支払われた額の割合が、70%を超えている。）
 - (2) 団体の総収入又は総収益額における、平成19年度から平成23年度までの事業収入又は事業収益の割合の平均値が、20%未満である団体
…8団体（このうち、団体の運営が県からの補助金によるものであるところが大きい団体が4団体、県からの補助金割合は高くないものの、総収益額に対して県から支払われた金額の割合が高い団体が1団体である。）
⇒ 事業収入又は事業収益を増加させ、県からの補助金の金額が少しでも減額となるよう、努力することが求められる。
 - (3) 平成23年度期の経常利益から運営補助金及び金融資産以外の資産で評価益と思われる金額を差引いた修正経常損失が1億円以上の団体
…7団体
 - (4) 平成19年度から平成23年度までの最終契約金額が100万円以上

- の県との契約について、競争入札以外の契約の方式の件数の割合が50%以上の団体
- … 21 団体（このうちの18 団体は、契約すべて、又は、最終契約金額が100 万円以上の契約すべてについて、入札以外の方法（随意契約、協議等）により契約を締結していた。）
 - ⇒ 随意契約をしなければならない理由、随意契約をする場合の価格の妥当性については、慎重な判断が必要と考える。
- (5) 平成24年3月31日現在で、県からの借入残高が10億円を越えている団体
- … 9 団体
- (6) 平成23年度末現在で県が債務保証又は損失補償をしている団体
- … 10 団体（そのうち、債務保証を行っている団体が3 団体、損失補償を行っている団体が7 団体である。）
 - ⇒ 債務保証及び損失補償については、県の債務として顕在化するものでは必ずしもなく、潜在的な可能性を有しているにすぎないともいえるが、隠れた債務ともいえるため、注意する必要がある。
- (7) 純資産額から退職給付引当金積立不足金額及び金融商品以外の資産の評価益と思われる金額（平成19年度から平成23年度の5年間）を差引いた金額で実質純資産額とし、実質債務超過金額が1億円以上の団体
- … 4 団体
- (8) 団体の職員構成につき、常勤職員のうち県派遣職員の割合が高い団体を挙げるとともに、平成22年度又は平成23年度に県派遣職員の人数が急激に減少した団体
- … 14 団体

であった（別表の項目番号は、上記の項目番号を示している。）。

また、別表によると、県の出資比率が25%以上の団体合計52 団体のうち、上記の項目に1つでも該当した団体は、34 団体であり、そのうちの23 団体が2項目以上に該当している。つまり、1つでも項目に該当した団体の3分の2以上が、複数項目に該当していたということであり、本監査において取り上げた項目については、1つでも該当する項目がある団体については、他の項目にも該当している蓋然性が高く、財政的・人的独立性が損なわれやすいといえる。

2 県出資比率が25%未満の団体（県関係団体等を除く）

アンケートを実施したところ、

- (1) 団体の総収入額又は総収益額のうち、県から支払われた補助金、委託

費等の金銭がなく、かつ、県派遣・現職役職員もいない団体

… 21 団体

- (2) 団体の総収入額又は総収益額のうち、県から支払われた補助金、委託費等の金銭がなく、かつ、県派遣ないし現職の県役職員が、団体の役職員に就任している団体

… 12 団体

であった。

⇒ (1)(2)の団体は、ともに、県が補助金を支出するような事業や、県委託事業は行っておらず、団体所在地が東京等の遠方である団体も多い。(1)の団体については、県が決算状況を保存していない団体もある。(2)の団体は、非常勤役員に県現職が就任しているが、本来であれば、役員として出席すべき会合に欠席したり、団体の決算状況や、県関係者の役員就任状況について、県が十分に把握していなかった団体も存在した。

これらの団体については、地方自治体が負担金的に出捐を行い、また、国との関係から県が出捐を行った経緯のある団体もあるものの、団体設立当時は、県が出資する意義があったとしても、団体の実施事業等に照らし、現時点でも、県が出資割合を有している意義があるのかを改めて検討する必要があるといえる。

そして、現在においては、県が出資割合を有している意義は消滅しているとのことであれば、当該団体が株式会社の場合には、株式の売却の方法により、出資金の回収を図ることになる。また、当該団体が財団法人の場合には、県の出資（出捐金）は、法律上は、寄付行為であるため、団体には返還義務はないものの、団体との交渉により、出捐金相当額の寄付を団体から県に対して行ってもらう等して、実質的な回収を図ることになると考えられる。

別表 県出資比率25%以上の団体（県関係団体等を含む）についての第2の1項の各項目の該当状況

	法人名	第2の項目番号	1(1)	1(2)	1(3)	1(4)	1(5)	1(6)	1(7)	1(8)	合計
1	愛知県公立大学法人		1								1
2	愛知県土地開発公社		1			1		1			3
3	名古屋高速道路公社					1	1	1		1	4
4	愛知県道路公社					1		1			2
5	愛知県住宅供給公社		1			1	1	1			4
6	(公財)愛知県国際交流協会		1	1	1	1				1	5
7	(公財)あいち男女共同参画財団		1			1				1	3
8	(公財)愛知県文化振興事業団		1	1							2
9	(財)愛知県私学振興事業財団		1	1		1		1		1	5
10	(公財)愛知公園協会		1	1		1			1		4
11	(公財)愛知県健康づくり振興事業団					1					1
12	(公財)あいち産業振興機構					1	1	1		1	4
13	(社)愛知県農林公社			1	1		1	1	1	1	6
14	(公財)愛知県教育・スポーツ振興財団		1		1	1				1	4
15	(財)愛知県体育協会										0
16	(公財)矢作川水源基金										0
17	(公財)豊川水源基金		1								1
18	(財)愛知臨海環境整備センター						1	1		1	3
19	(公財)長寿科学振興財団										0
20	(財)魚アラ処理公社					1					1
21	(財)愛知県生活衛生営業指導センター		1	1							2
22	(財)一宮地場産業ファッションデザインセンター				1						1
23	(公財)科学技術交流財団		1	1		1				1	4
24	(公財)愛知県農業振興基金										0
25	(公財)愛知県水産業振興基金					1				1	2
26	(財)愛知・豊川用水振興協会										0
27	(公財)愛知県林業振興基金			1		1					2
28	(財)桃花台センター										0
29	(公財)暴力追放愛知県民会議					1					1
30	愛知環状鉄道(株)										0
31	上飯田連絡線(株)						1				1
32	中部国際空港連絡鉄道(株)				1		1				2
33	愛知高速交通(株)				1	1	1	1			4
34	名古屋空港ビルディング(株)										0
35	(株)愛知三河食肉流通センター										0
36	名古屋競馬(株)										0
37	蒲郡海洋開発(株)								1		1
38	愛知県農業信用基金協会										0
39	愛知県漁業信用基金協会										0
40	衣浦臨海鉄道(株)										0
41	(公財)名古屋国際芸術文化交流財団										0
42	(株)国際デザインセンター										0
43	名古屋テレビ塔(株)										0
44	愛知玉野情報システム(株)										0
45	(社)木曾三川水源造成公社				1		1				2
46	名古屋埠頭(株)										0
47	(社福)愛知県厚生事業団					1					1
48	(財)愛知県労働協会		1			1			1	1	4
49	愛知県職業能力開発協会									1	1
50	(公財)愛知県都市整備協会		1			1				1	3
51	(財)愛知水と緑の公社		1			1				1	3
52	愛知県信用保証協会							1			1
	合計		15	8	7	21	9	10	4	14	88